

外国人技能実習機構業務の概況

令和4年5月

外国人技能実習機構広島事務所

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の**技能実習の適正な実施**及び**技能実習生の保護**を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する**技能実習計画**について**認定制**とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) **実習実施者**について、**届出制**とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) **監理団体**について、**許可制**とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) **技能実習生に対する人権侵害行為**等について、禁止規定を設け違反に対する所要の**罰則を規定**するとともに、技能実習生に対する**相談**や**情報提供**、技能実習生の**転籍の連絡調整**等を行うことにより、**技能実習生の保護**等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) **事業所管大臣等に対する協力要請**等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による**地域協議会**を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) **外国人技能実習機構を認可法人として新設**し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、**第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)**を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行日

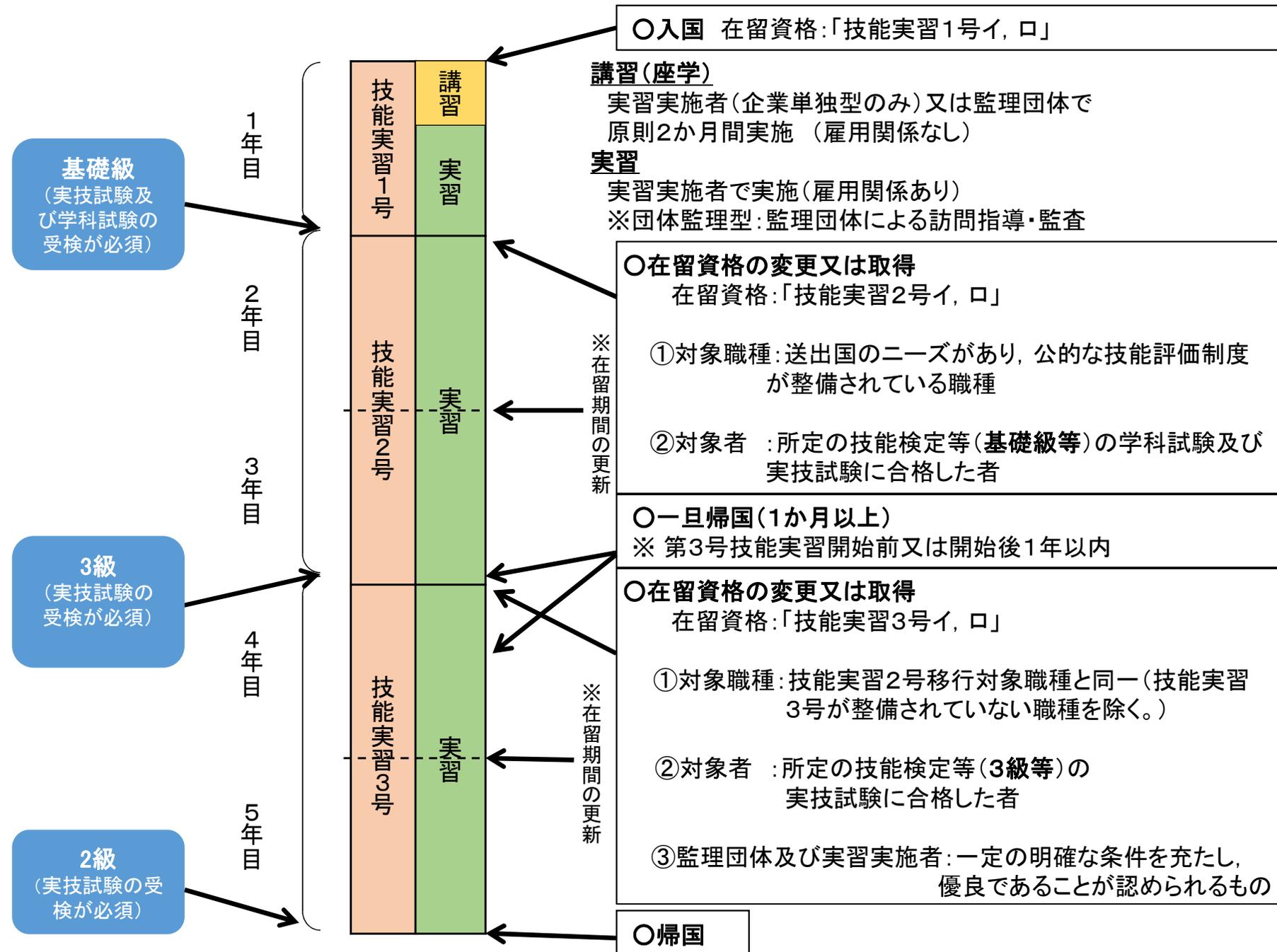
平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

平成28年11月18日成立

同年11月28日公布

技能実習の流れ（入国～帰国まで）



技能実習制度 移行対象職種・作業一覧 (86職種158作業)

(令和4年4月25日時点)

1 農業関係 (2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業●	養豚
	養鶏
	酪農

2 漁業関係 (2職種10作業)

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	棒受網漁業△
	養殖業●

3 建設関係 (22職種33作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事
	ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金
	内外装板金
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とび	とび
石材施工	石材加工
	石張り
タイル張り	タイル張り
かわらぶき	かわらぶき
左官	左官
配管	建築配管
	プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事
	カーペット系床仕上げ工事
	鋼製下地工事
	ボード仕上げ工事
	カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
表装	壁装
建設機械施工●	押土・整地
	積込み
	掘削
	締固め
築炉	築炉

(注1) ●の職種：技能実習評価試験に係る職種
(注2) △のない職種・作業は3号まで実習可能。

4 食品製造関係 (11職種18作業)

職種名	作業名
缶詰巻締●	缶詰巻締
	食鳥処理加工
加熱性水産加工 食品製造業●	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工 食品製造業●	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
	調理加工品製造
	生食用加工品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造
牛豚食肉処理加工業●	牛豚部分肉製造
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業●	そう菜加工
農産物漬物製造業●△	農産物漬物製造
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造

5 繊維・衣服関係 (13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転●	前紡工程
	精紡工程
	巻糸工程
織布運転●	合ねん糸工程
	準備工程
染色	製織工程
	仕上工程
ニット製品製造	糸浸染
	織物・ニット浸染
たて編ニット生地製造●	靴下製造
	丸編みニット製造
婦人子供服製造	たて編ニット生地製造
紳士服製造	婦人子供既製服縫製
下着類製造●	紳士既製服製造
寝具製作	下着類製造
カーペット製造●△	寝具製作
	織じゅうたん製造
	タフテッドカーペット製造
帆布製品製造	ニードルパンチカーペット製造
布はく縫製	帆布製品製造
座席シート縫製●	ワイシャツ製造
	自動車シート縫製

6 機械・金属関係 (15職種29作業)

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造
	非鉄金属鋳物鋳造
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト
	コールドチャンパダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき

6 機械・金属関係 (続き)

職種名	作業名
アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ	陽極酸化処理
	治工具仕上げ
	金型仕上げ
機械検査	機械組立仕上げ
	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造

7 その他 (20職種37作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印刷	オフセット印刷
	グラビア印刷●△
製本	製本
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形
	ブロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
溶接●	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
	貼箱製造
	段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造●	機械ろくろ成形
	圧力鑄込み成形
	ハット印刷
自動車整備●	自動車整備
ビルクリーニング	ビルクリーニング
介護●	介護
リネンサブライ●△	リネンサブライ仕上げ
コンクリート製品製造●	コンクリート製品製造
	接客・衛生管理
宿泊●△	RPF製造
RPF製造●	RPF製造
鉄道施設保守整備●	軌道保守整備
ゴム製品製造●△	成形加工
	押出し加工
	混練り圧延加工
	複合積層加工
鉄道車両整備●	走行装置検修・解き装
	空気装置検修・解き装

○ 社内検定型の職種・作業 (1職種3作業)

職種名	作業名
空港ランドハンドリング●	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃△

外国人技能実習機構の目的

外国人技能実習機構は、外国人の技能、技術又は知識の修得、習熟又は熟達に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする(技能実習法第57条)。

設立根拠法

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)

主務大臣

法務大臣及び厚生労働大臣

組織の沿革

平成29年1月25日	法人設立登記
平成29年2月	本部事務所設置
平成29年4月	地方事務所・支所設置

- ・主務大臣(法務大臣, 厚生労働大臣)
- ・出入国在留管理庁長官

事務の委任,
監督

報告

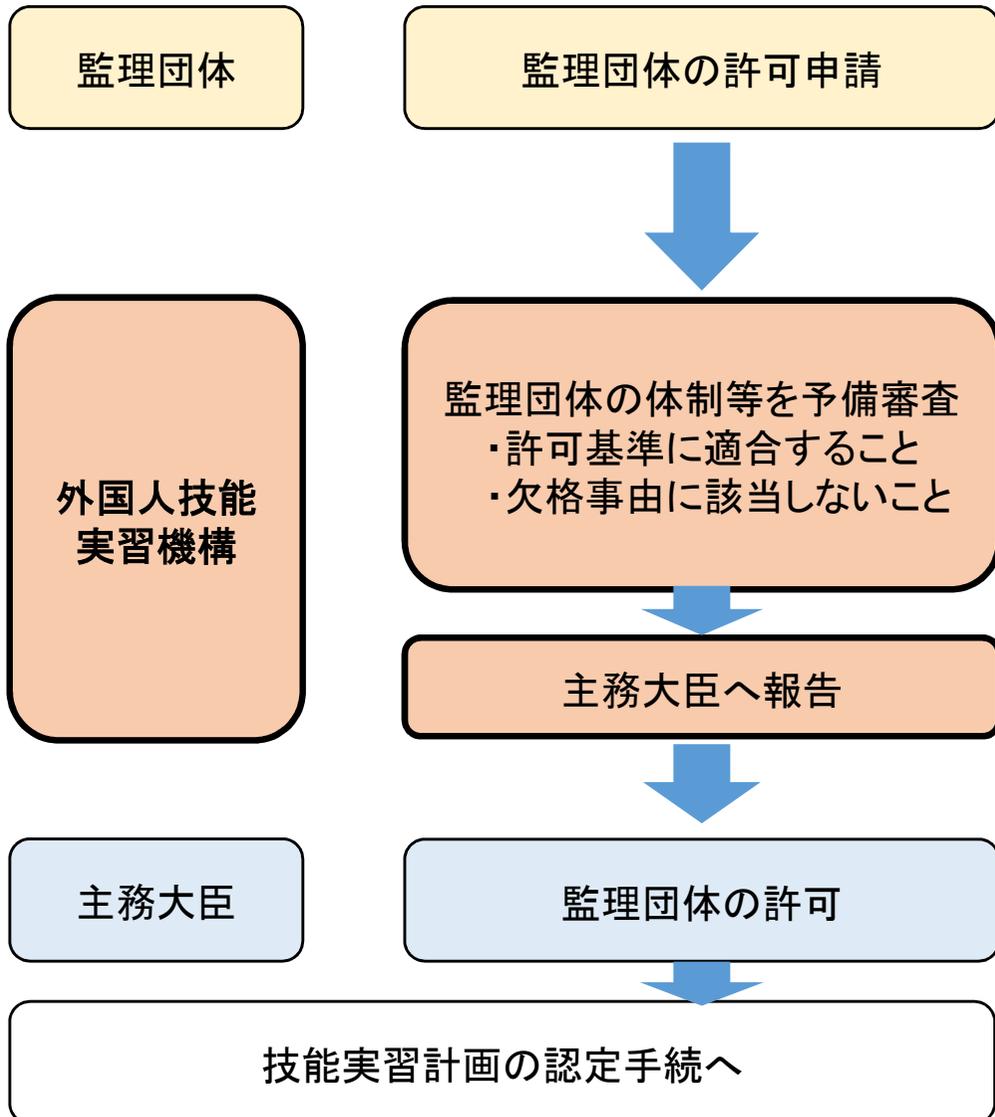
本部事務所 Tel.03-6712-1523(代表)
東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X3階

外国人技能実習機構の業務 (1)

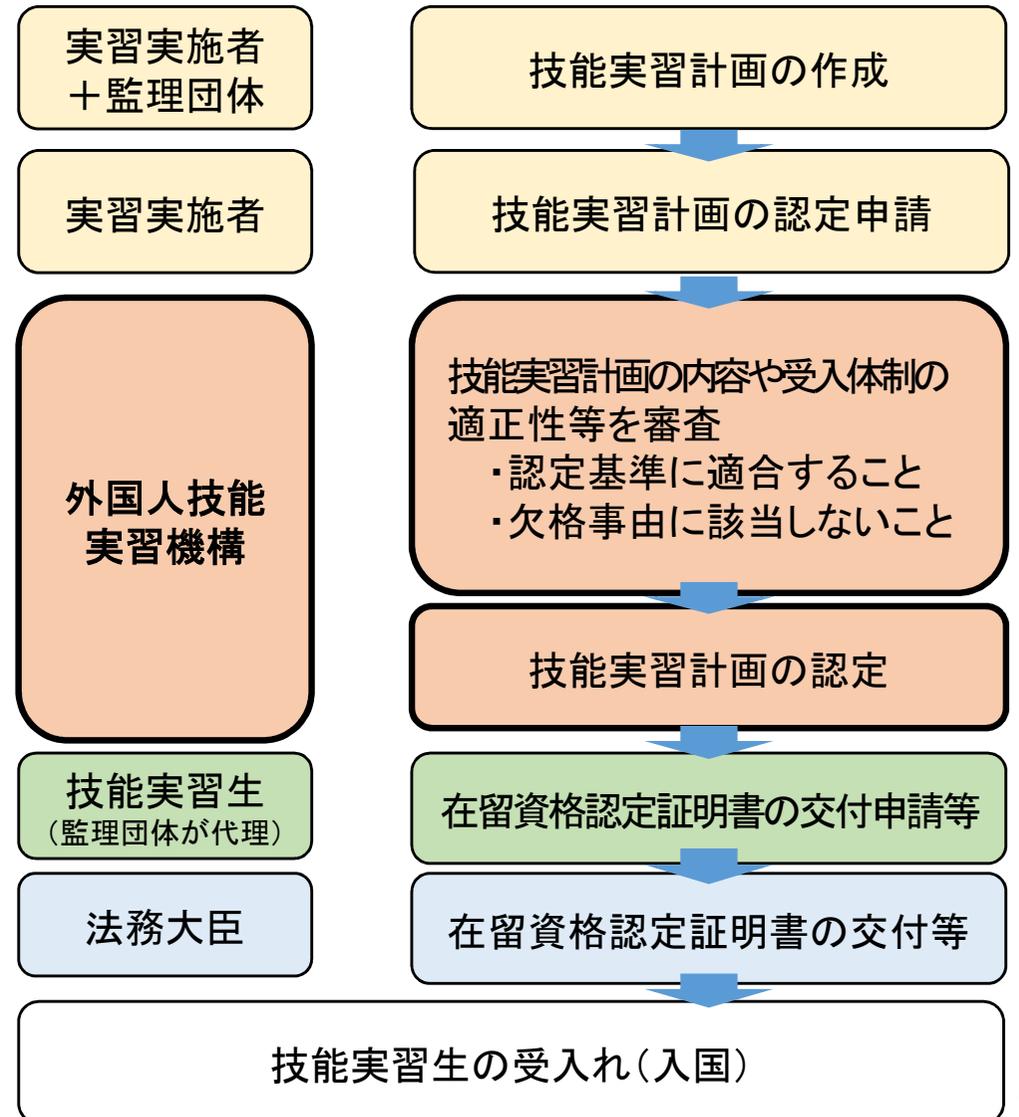
技能実習法で定められた主務大臣の事務のうち、監理団体の許可申請に係る事実関係の調査、技能実習計画の認定等、届出・報告書の受理、実習実施者・監理団体への実地検査等の事務は、外国人技能実習機構が、主務大臣の委託を受けて行う。

また、外国人技能実習機構は、技能実習生に対する相談対応・援助等を行う。

○ 監理団体の許可申請に係る事実関係の調査

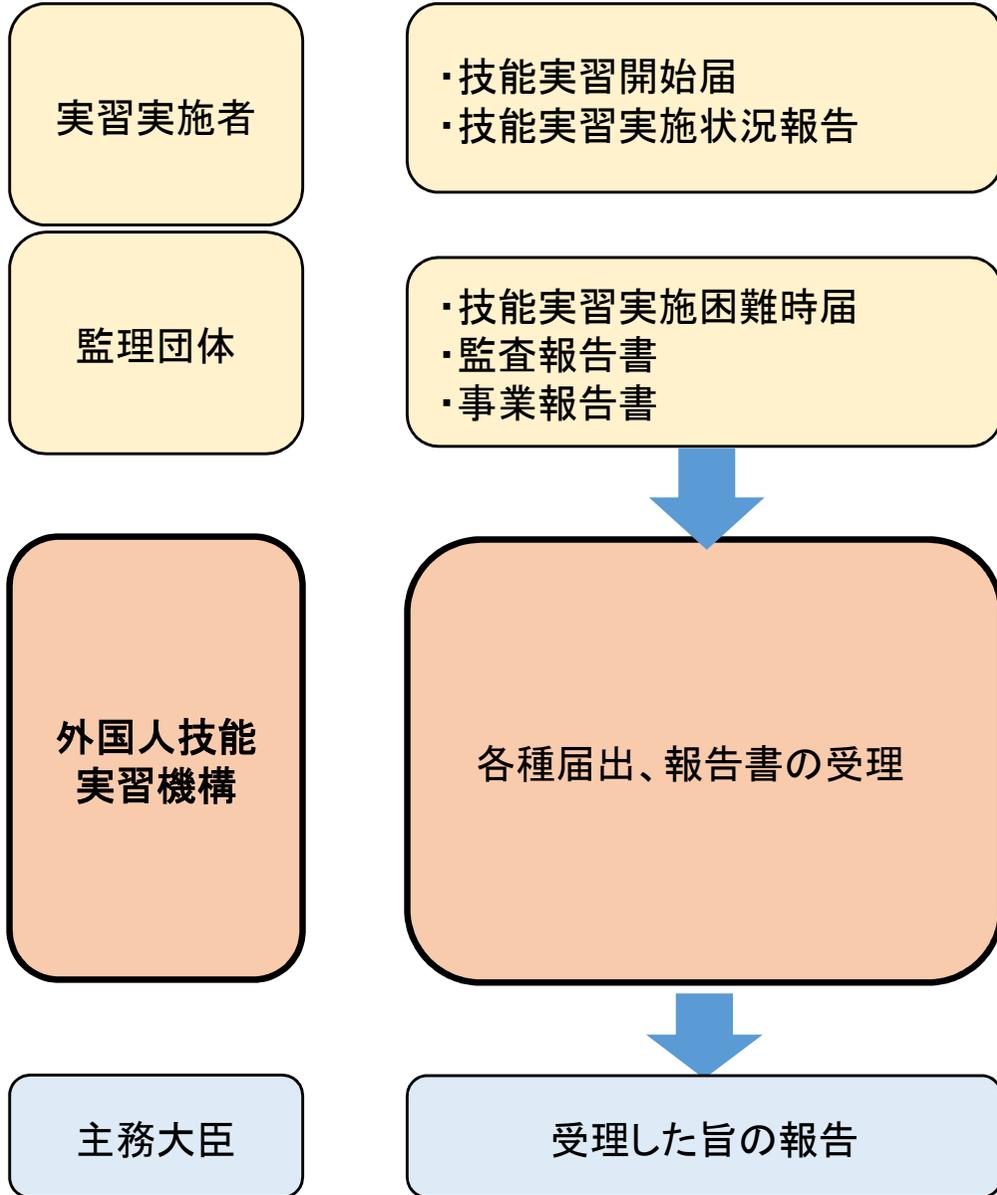


○ 技能実習計画の認定等

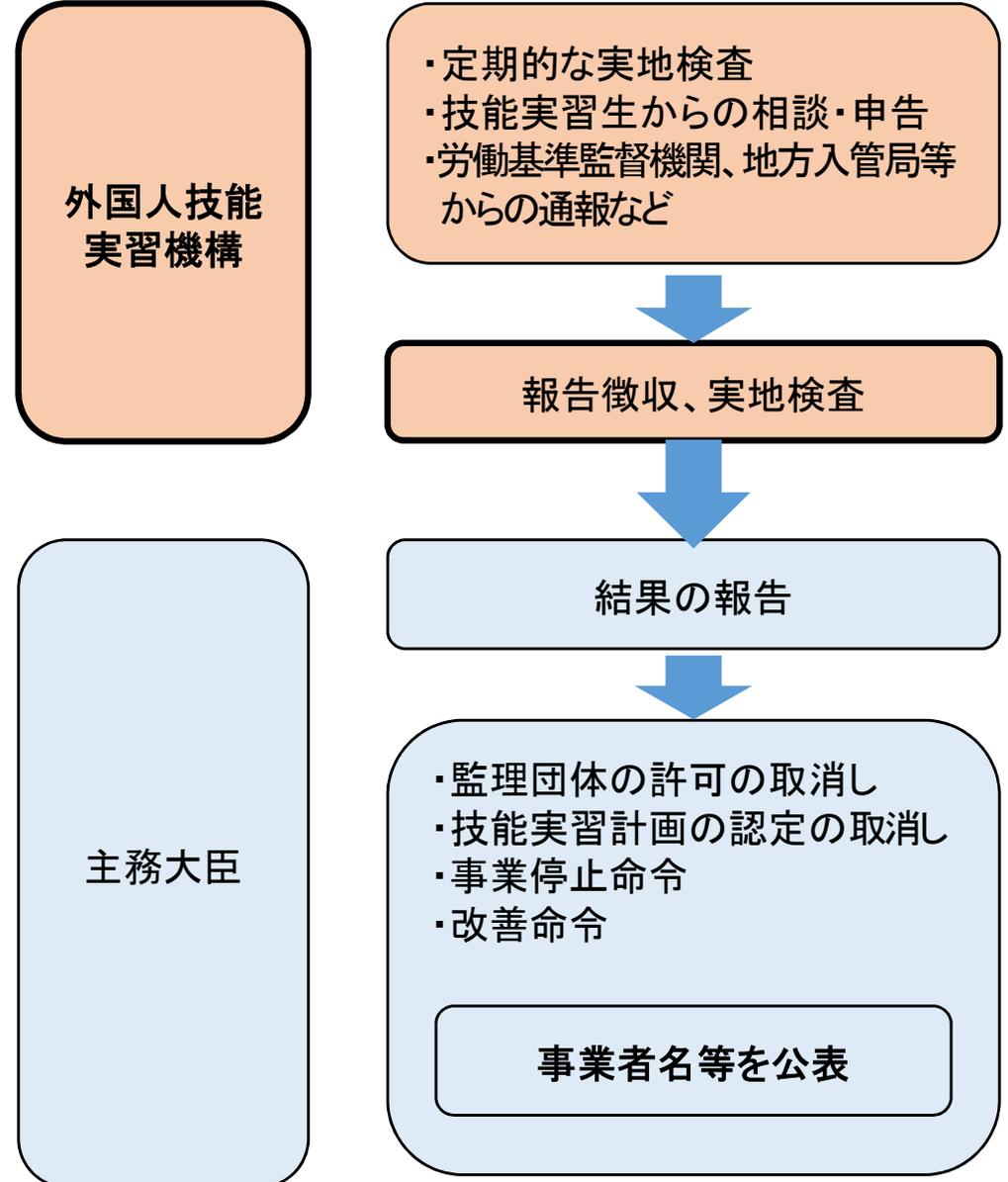


外国人技能実習機構の業務 (2)

○ 届出、報告書の受理



○ 実地検査



○ 相談対応・援助

外国人技能 実習機構

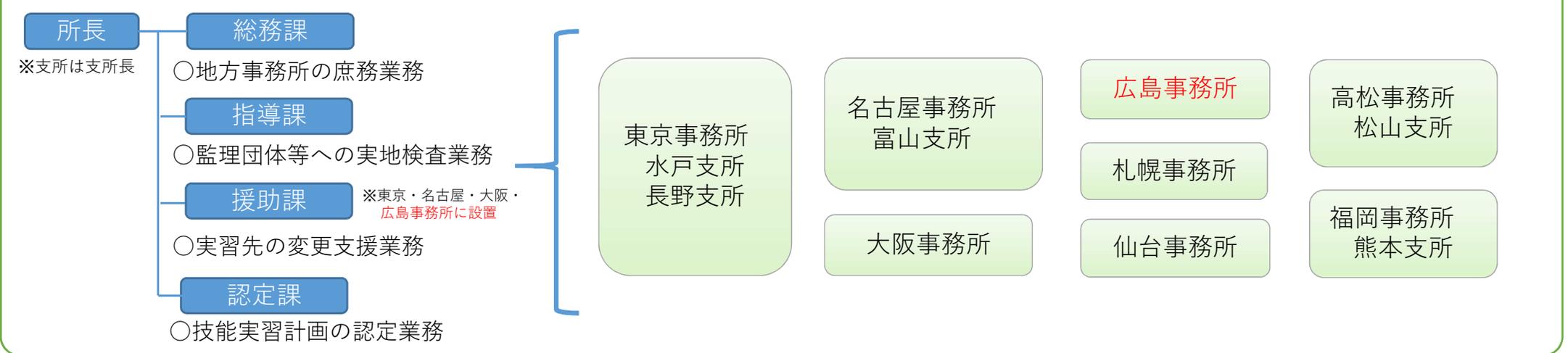
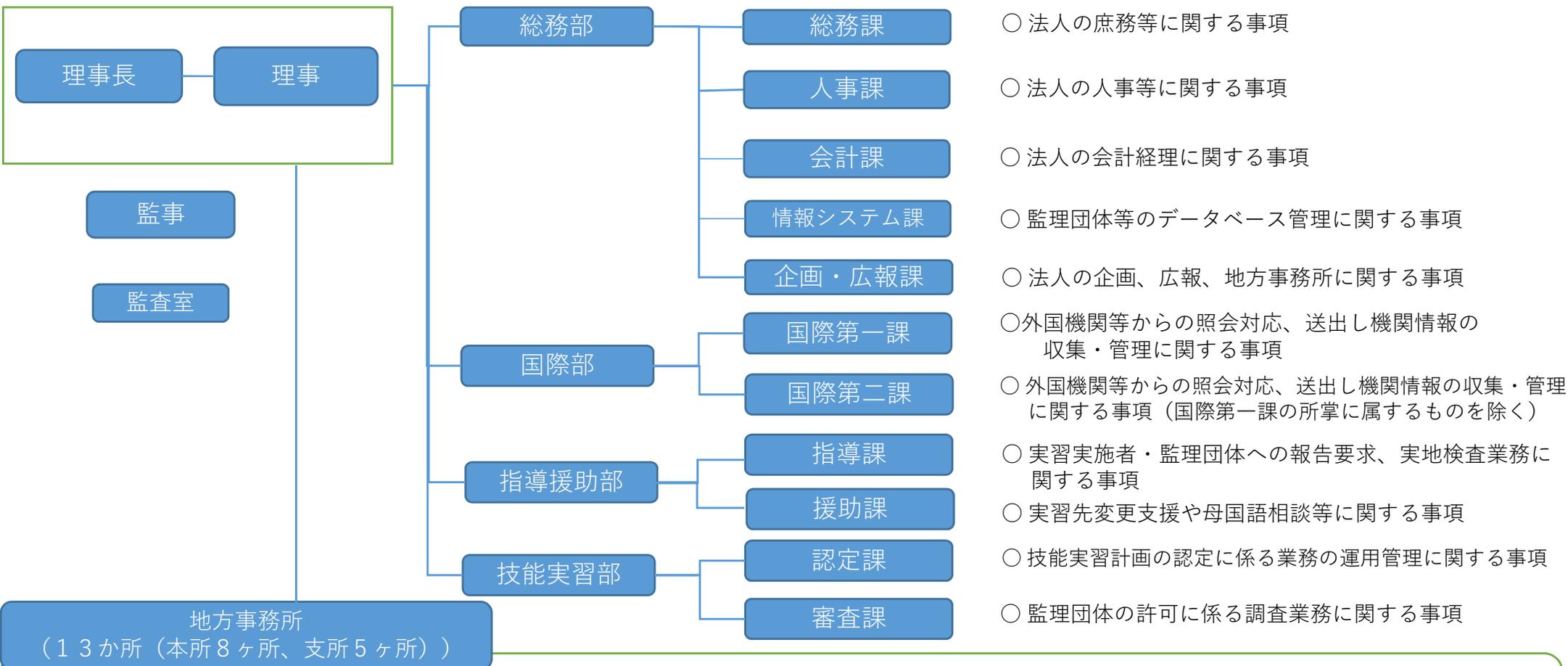
(1) 母国語による通報・相談窓口の整備等
・電話のほか、メールで対応
※中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ(フィリピン)語、英語、
タイ
語、カンボジア語、ミャンマー語

(2) 実習先変更支援体制の構築
・実習実施者や監理団体に実習継続が困難な場合の届出義務(19条、33条)及び実習継続に関する対応義務(51条)を法律に規定
・機構が、技能実習生からの相談に対応し、保有情報を活用しながら
転籍先の調整も含む支援を実施

(3) 技能実習生への一時宿泊先の提供
・技能実習生が、監理団体又は実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊
することができない場合に、機構が一時宿泊先を提供
・新たな実習先の確保等の支援も実施

(4) 技能実習生への技能検定等の受検手続支援
・機構が、監理団体からの申請に基づき、試験実施機関への取次ぎ、合
否結果の迅速な把握等の支援を実施

外国人技能実習機構の組織・体制について



1. 調査趣旨

本調査は、技能実習を修了し帰国した技能実習生について、帰国後の就職状況、職位の変化、日本で修得した技術・技能・知識の活用状況などを把握することにより、技能実習生の帰国後の実態を明らかにし、技能実習制度の適正・円滑な運用を図るための基礎資料とすることを目的とする。

2. 調査対象

技能実習を修了した技能実習生(平成30年度までは技能実習2号を修了した技能実習生)のうち、令和2年10月1日から令和3年1月31日までの間に帰国(予定を含む)した国籍がベトナム、中国、インドネシア、フィリピン及びタイの者。

3. 調査方法

- (1) 調査対象者の所属する監理団体及び企業単独型実習実施者に対し、対象人数分の母国語調査票とオンライン調査による回答方法の案内書を送付し、調査対象者への配付を依頼。
- (2) 調査対象者は帰国後に調査票に回答し、母国から外国人技能実習機構調査事務局に調査票を返送、または母国からオンラインにより回答。
- (3) 回答は無記名、多肢選択方式(一部自由記述欄あり)。

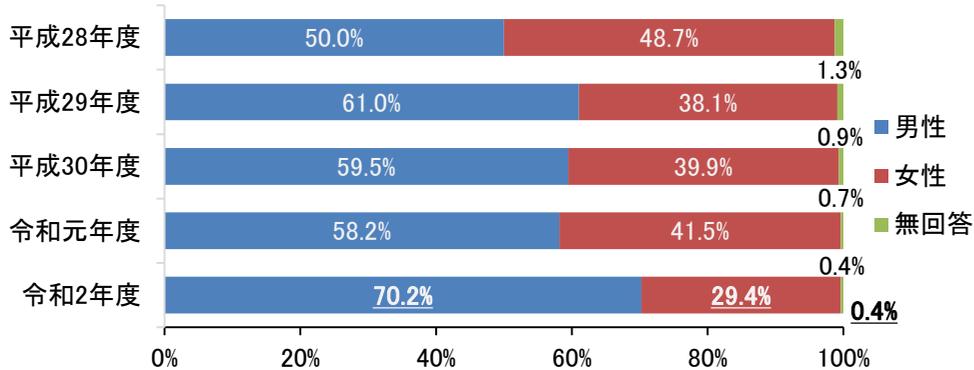
4. 有効回答数・回収率

調査対象数	有効回答数	回収率
15,918	1,858	11.7%

有効回答者の内訳

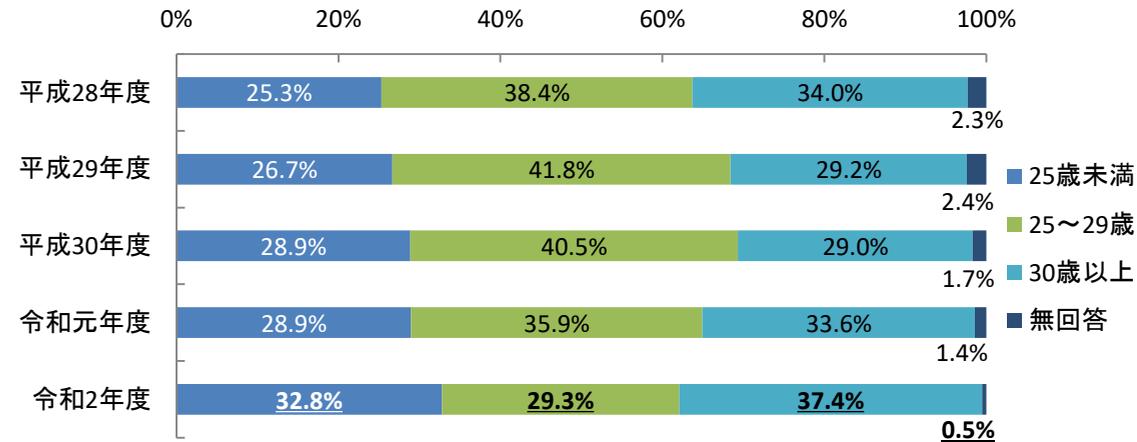
技能実習生の性別

「男性」が70.2%、「女性」が29.4%を占めている。



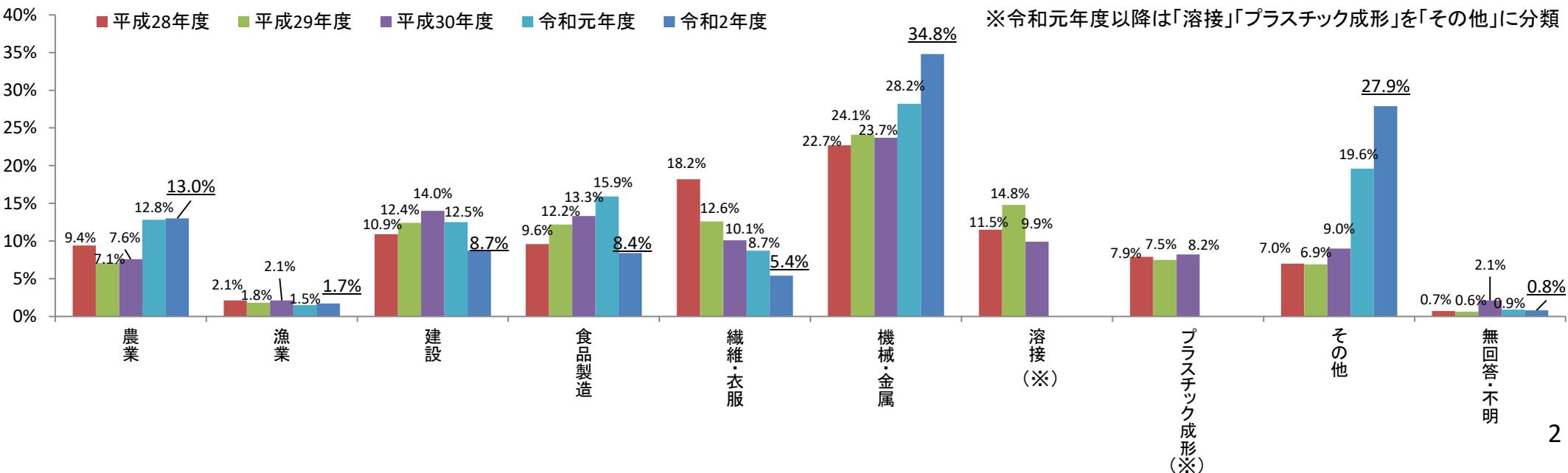
技能実習生の年齢

30歳未満が62.1%を占めている。



技能実習生の職種

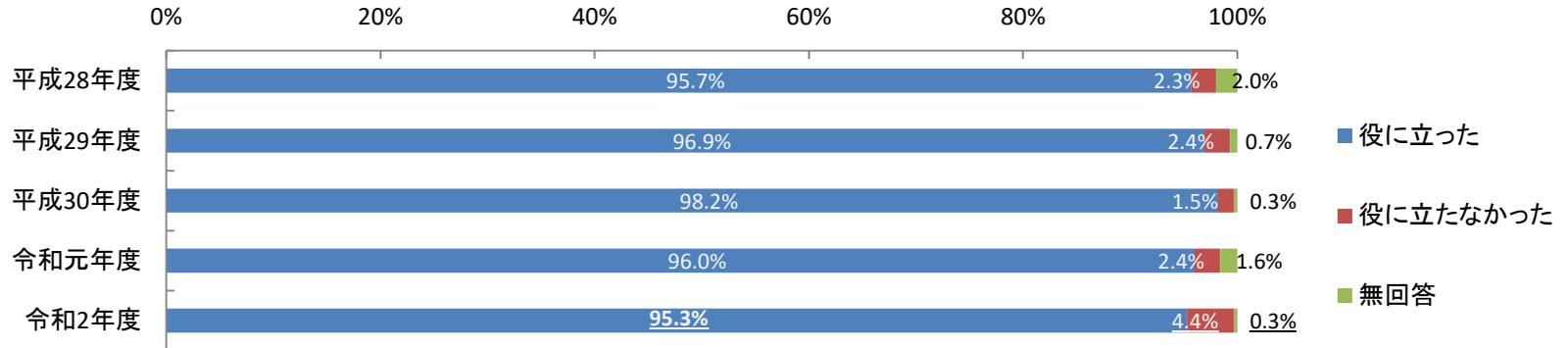
「機械・金属(34.8%)」、「その他(27.9%)」、「農業(13.0%)」の順で多くなっている。



技能実習の効果

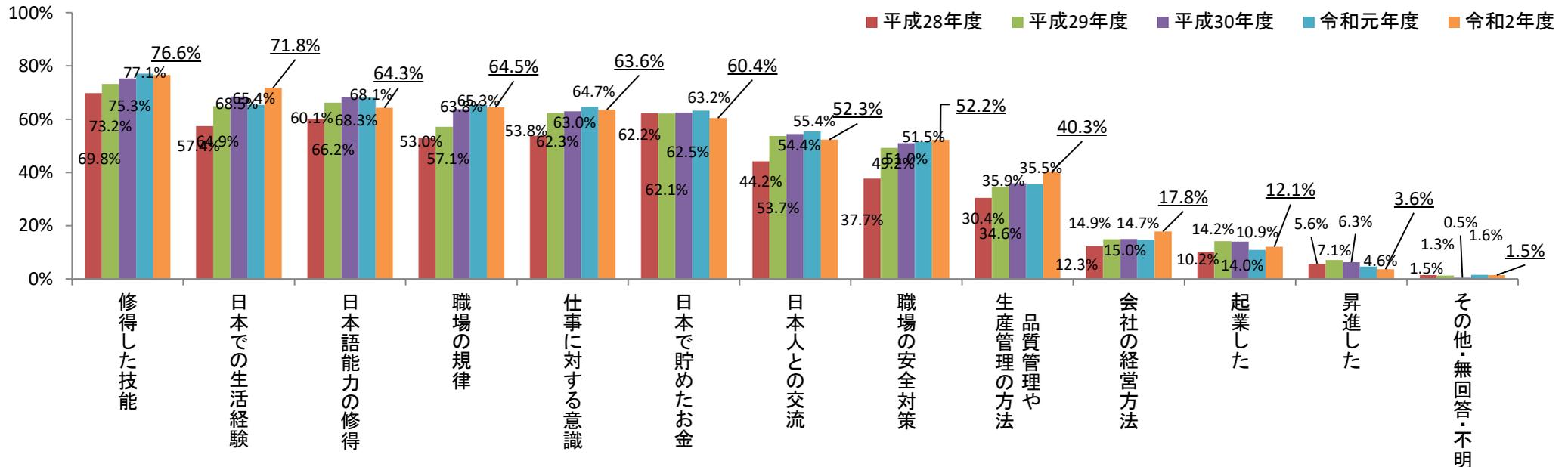
技能実習の効果

技能実習期間を通じて学んだことが「役に立った」と回答した人は95.3%となっている。



役に立った内容

役に立った具体的な内容は、「修得した技能」が76.6%と最も多く、「日本での生活経験」が71.8%、「職場の規律」が64.5%、「日本語能力の修得」が64.3%と続く。



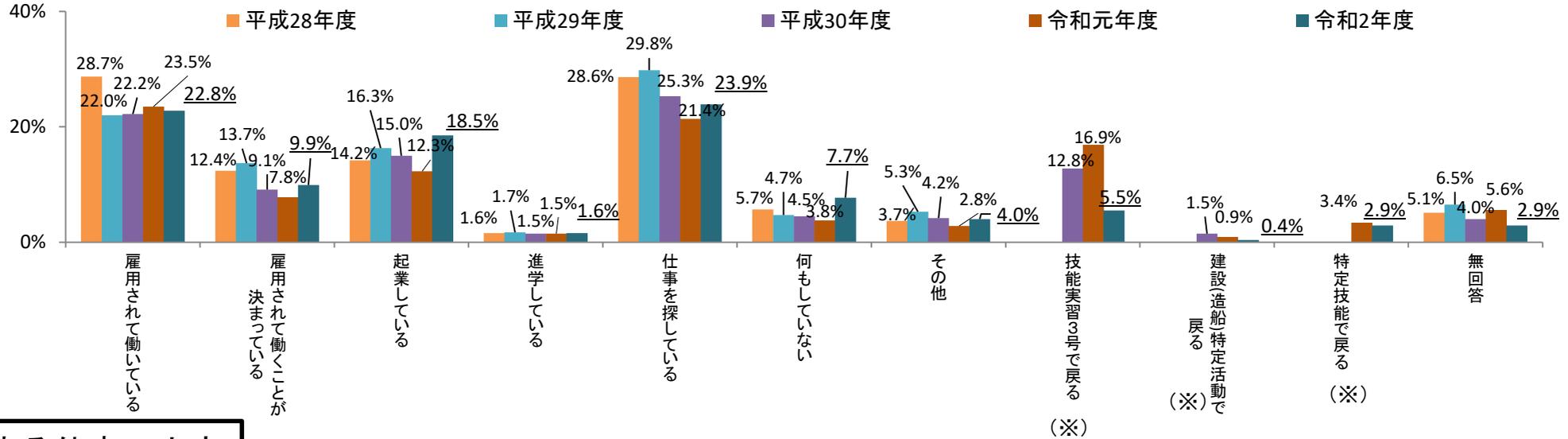
※ 複数回答可

帰国後の就職状況

帰国後の就職状況

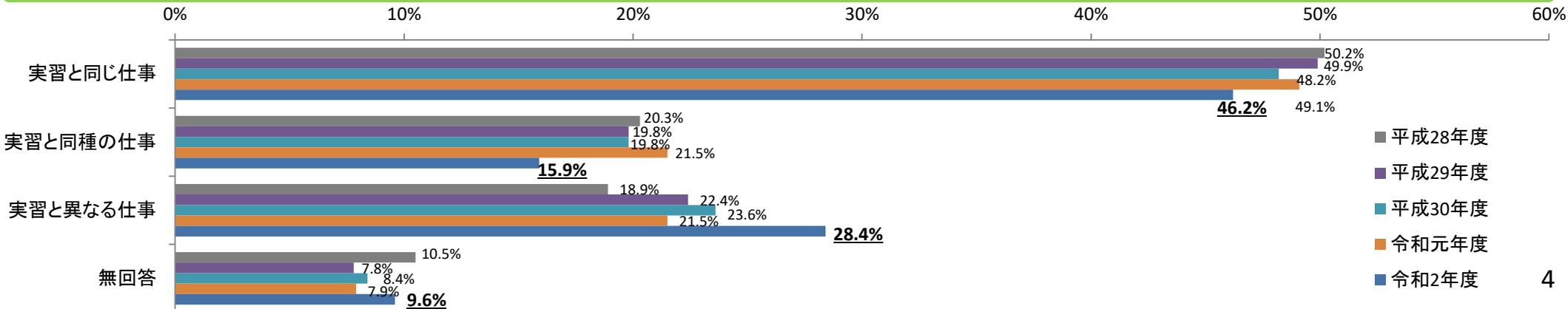
※「技能実習3号で戻る」及び「建設（造船）特定活動で戻る」は平成30年度から選択肢に追加。
 「特定技能で戻る」は令和元年度から選択肢に追加。

帰国後の就職状況について「雇用されて働いている(22.8%)」、「雇用されて働くことが決まっている(9.9%)」または「起業している(18.5%)」と回答した人は51.2%となっている。また、帰国後「仕事を探している」と回答した人は23.9%となっている。なお、職種別の状況はP9、国籍別の状況はP10、実習区分別はP11のとおりである。



従事する仕事の内容

「雇用されて働いている」、「雇用されて働くことが決まっている」または「起業している」と回答した者のうち、従事する仕事の内容が「実習と同じ仕事(46.2%)」または「実習と同種の仕事(15.9%)」と回答した人は62.1%となっている。



保証金の有無等

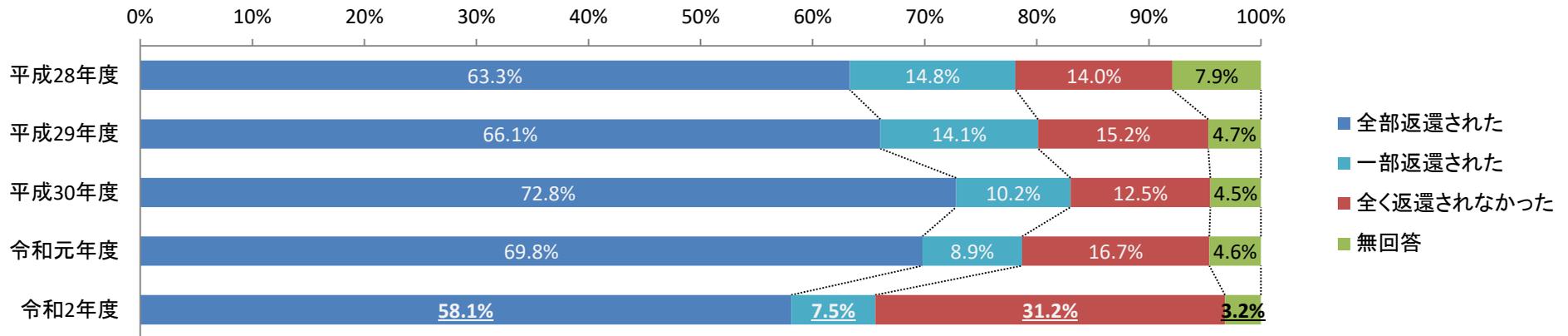
保証金等の有無

「保証金等はない」と回答した人は91.6%となっている。



保証金等の返還の有無

「保証金等を預けた」回答者に対し、返還状況について尋ねたところ、「全部返還された」と回答した人は58.1%となっている。



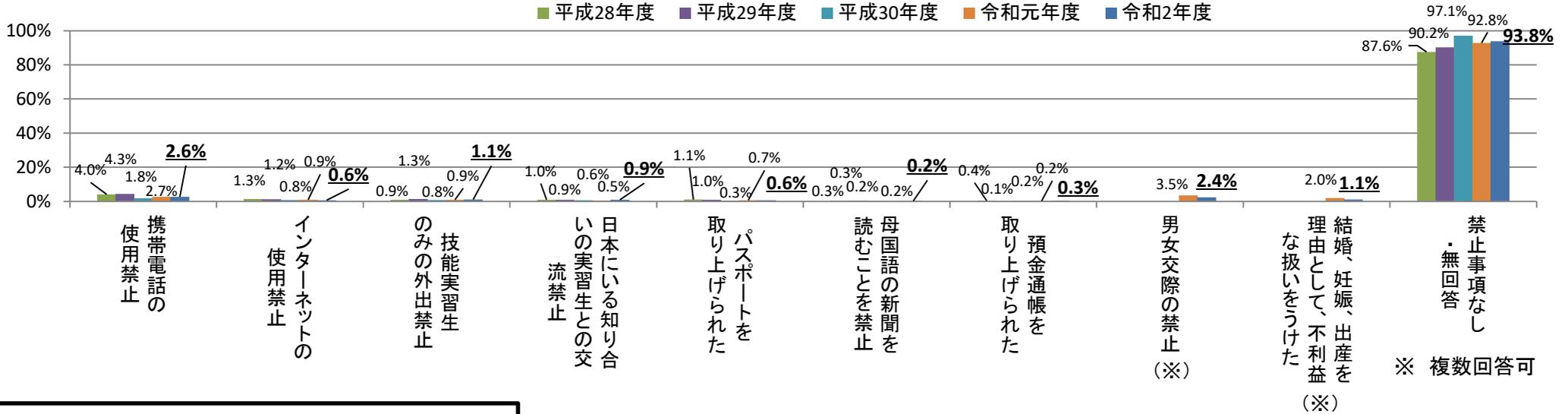
※保証金等とは、技能実習生本人または親族などから送出機関や監理団体に預ける金品、不動産などを指し、実習生本人が失踪した場合等にそれら機関に対する保障に充てられるもの。なお、日本への渡航費用などの工面のために行う借金のことではない。

在留中の問題の有無

実習期間（在留）中の禁止事項

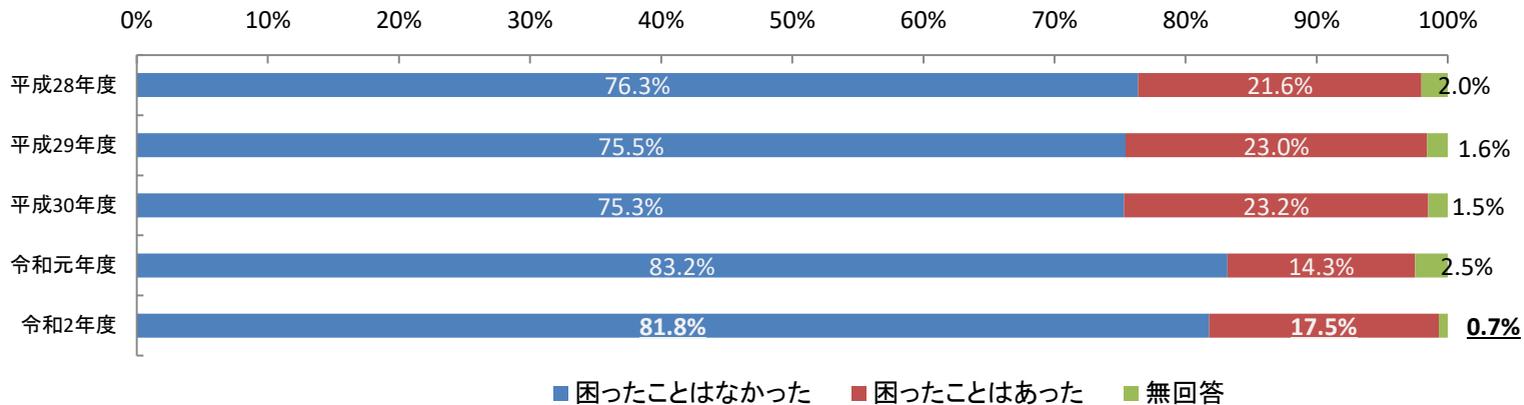
※「男女交際の禁止」及び「結婚、妊娠、出産を理由として不利益な扱いを受けた」は令和元年度から選択肢に追加。

「禁止事項がなかった」との回答（無回答を含む）は93.8%となっている。禁止事項の内容は、「携帯電話の使用禁止」が2.6%で最も多く、「男女交際の禁止」が2.4%と続く。

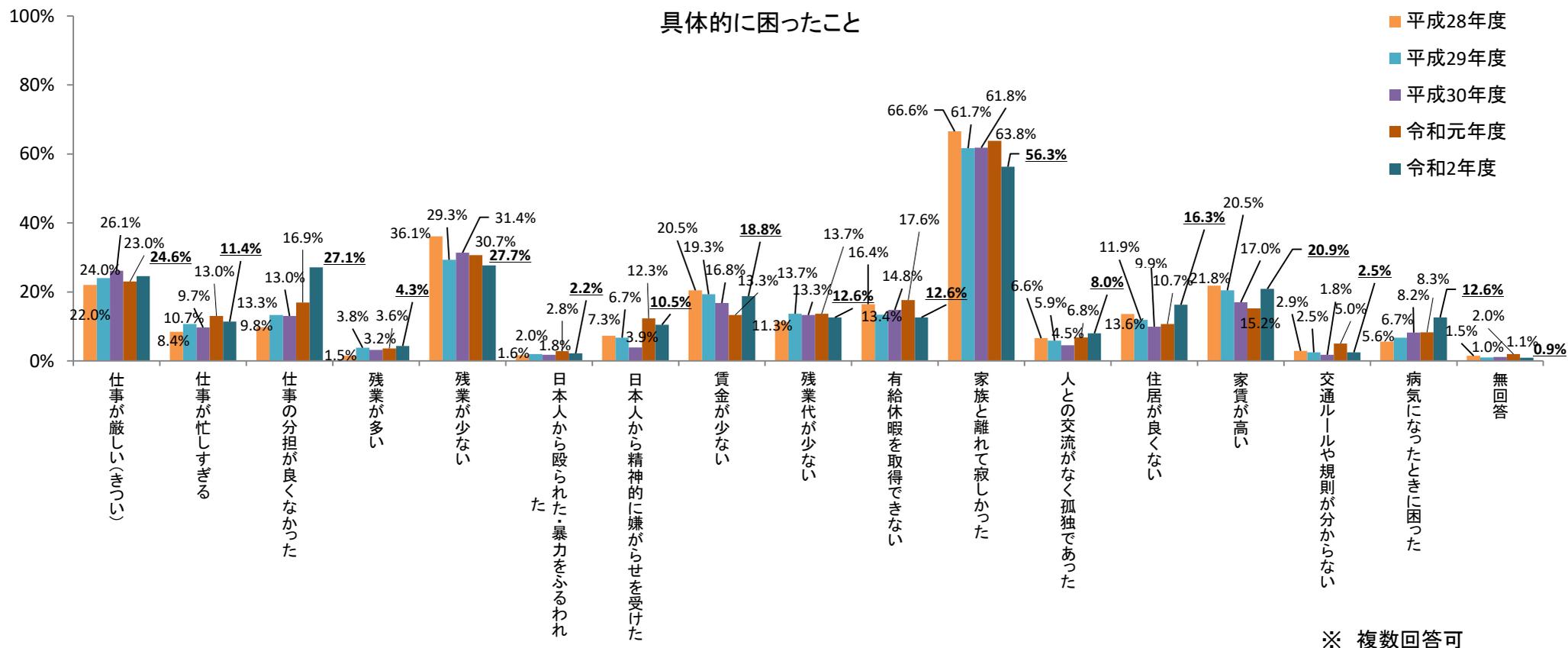


実習期間（在留）中の困ったこと

在留中にコミュニケーションの問題以外で困ったことがあったかどうかを尋ねたところ、「困ったことはなかった」と回答した人は81.8%となっている。「困ったことはあった」と回答した人の具体的な内容は、「家族と離れて寂しかった」が56.3%で最も多い。



在留中の問題



自由記述欄(その他の意見)

有効回答をした1,858人のうち、422人から意見があった。上記以外の意見の例は以下のとおり。

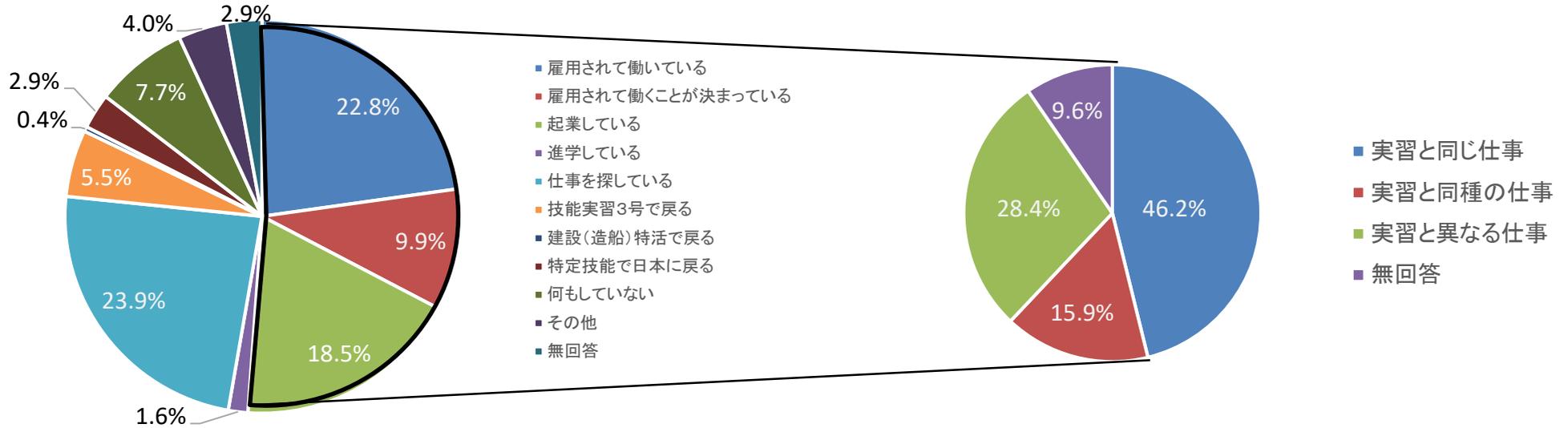
- ・国民年金に加入する手続きをするために個別説明会を設けて欲しい。
- ・実習生には食事と住居費用を無料にして欲しい。
- ・実習では日本語も教えてくれるので、技能を学ぶことに加えて日本語もできるようになる。そのため、帰国後に仕事をみつけやすい。
- ・実習生の健康と安全のために、安全対策をきちんと実施してもらいたい。
- ・日本人は自分たちの知識を出し惜しみせず、説明をしてくれた。私が出た有益な知識を活用し、母国の会社を発展させていきたい。
- ・ストレスなく、リラックスして働けるよう、年に1回か2回は実習生をレクリエーションに誘って欲しい。
- ・社会的地位が技能実習生というだけで軽蔑する日本人がまだ沢山いる。今後、日本人と実習生とが良い関係になれることを期待している。

帰国後の就職状況(全体)

帰国後の就職状況

帰国後の就職状況について、「雇用されて働いている(22.8%)」「雇用されて働くことが決まっている(9.9%)」または「起業している(18.5%)」と回答した人は、51.2%となっている。

また、「雇用されて働いている」、「雇用されて働くことが決まっている」または「起業している」と回答した者のうち、従事する仕事の内容が「実習と同じ仕事(46.2%)」または「実習と同種の仕事(15.9%)」と回答した人が62.1%となっている。



	令和2年度	(令和元年度)
雇用されて働いている	22.8%	(23.5%)
雇用されて働くことが決まっている	9.9%	(7.8%)
起業している	18.5%	(12.3%)
上記3つの合計	51.2%	(43.6%)
進学している	1.6%	(1.5%)
仕事を探している	23.9%	(21.4%)
技能実習3号で戻る	5.5%	(16.9%)
建設(造船)特定活動で戻る	0.4%	(0.9%)
特定技能で日本に戻る	2.9%	(3.4%)
何もしていない	7.7%	(3.8%)
その他	4.0%	(2.8%)
無回答	2.9%	(5.6%)

	令和2年度	(令和元年度)
実習と同じ仕事	46.2%	(49.1%)
実習と同種の仕事	15.9%	(21.5%)
上記2つの合計	62.1%	(70.6%)
実習と異なる仕事	28.4%	(21.5%)
無回答	9.6%	(7.9%)

帰国後の就職状況(職種別)

		農業	漁業	建設	食品製造	繊維・衣服	機械・金属	その他
帰国後の就職状況	雇用されて働いている	21.2%	9.7%	14.8%	16.0%	45.0%	25.3%	20.7%
	雇用されて働くことが決まっている	6.6%	9.7%	12.3%	6.4%	17.0%	10.5%	9.8%
	起業している	25.3%	22.6%	30.9%	13.5%	6.0%	16.8%	17.8%
	上記3つの合計(※)	53.1%	42.0%	58.0%	35.9%	68.0%	52.6%	48.3%
	進学している	1.7%	6.5%	1.2%	0.0%	2.0%	1.7%	1.5%
	仕事を探している	19.5%	25.8%	19.8%	26.3%	15.0%	23.6%	28.8%
	技能実習3号で戻る	10.0%	6.5%	4.3%	14.7%	5.0%	3.4%	3.9%
	建設(造船)特定活動で戻る	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.6%	0.6%
	特定技能で日本に戻る	5.0%	0.0%	3.1%	3.8%	3.0%	3.1%	1.2%
	何もしていない	5.0%	9.7%	6.8%	12.2%	6.0%	7.0%	9.3%
その他	4.6%	3.2%	3.1%	5.8%	1.0%	4.5%	3.5%	
無回答	1.2%	6.5%	3.1%	1.3%	0.0%	3.4%	3.1%	
仕事の内容	実習と同じ仕事	39.1%	15.4%	30.9%	48.2%	70.6%	49.3%	45.2%
	実習と同種の仕事	16.4%	15.4%	11.7%	16.1%	13.2%	19.6%	13.2%
	上記2つの合計(※)	55.5%	30.8%	42.6%	64.3%	83.8%	68.9%	58.4%
	実習と異なる仕事	38.3%	61.5%	41.5%	21.4%	11.8%	25.5%	27.2%
	無回答	6.3%	7.7%	16.0%	14.3%	4.4%	5.6%	14.4%

(※) 四捨五入の関係で値が完全に一致しない場合がある。

帰国後の就職状況(国籍別)

		ベトナム	中国	インドネシア	フィリピン	タイ
帰国後の就職状況	雇用されて働いている	12.5%	35.1%	5.9%	29.5%	27.0%
	雇用されて働くことが決まっている	5.0%	12.5%	7.5%	15.5%	5.1%
	起業している	10.8%	12.5%	35.2%	12.0%	5.9%
	上記3つの合計(※)	28.3%	60.1%	48.6%	57.0%	38.0%
	進学している	0.8%	0.0%	4.0%	0.0%	2.1%
	仕事を探している	37.5%	22.2%	23.1%	24.0%	23.6%
	技能実習3号で戻る	2.5%	1.8%	8.1%	3.5%	13.5%
	建設(造船)特定活動で戻る(※2)	0.8%	0.5%	0.0%	1.6%	0.0%
	特定技能で日本に戻る	1.7%	0.6%	6.2%	2.3%	2.1%
	何もしていない	13.3%	9.3%	1.4%	8.5%	14.8%
	その他	10.0%	3.0%	4.7%	1.2%	5.1%
	無回答	5.0%	2.6%	4.0%	1.9%	0.8%
	仕事の内容	実習と同じ仕事	50.0%	53.3%	25.4%	48.3%
実習と同種の仕事		11.8%	20.3%	13.6%	14.3%	7.8%
上記2つの合計(※)		61.8%	73.6%	39.0%	62.6%	82.2%
実習と異なる仕事		38.2%	23.5%	45.7%	15.0%	14.4%
無回答		0.0%	3.0%	15.4%	22.4%	3.3%

(※) 四捨五入の関係で値が完全に一致しない場合がある。

帰国後の就職状況(実習区分別)

		1号	2号	3号
帰国後の就職状況	雇用されて働いている	37.6%	19.8%	10.8%
	雇用されて働くことが決まっている	7.6%	10.6%	10.4%
	起業している	15.9%	20.5%	13.1%
	上記3つの合計(※)	61.1%	50.9%	34.3%
	進学している	1.1%	1.5%	1.9%
	仕事を探している	17.7%	24.8%	34.0%
	技能実習3号で戻る	4.6%	6.2%	5.0%
	建設(造船)特定活動で戻る(※2)	0.4%	0.3%	0.8%
	特定技能で日本に戻る	4.1%	1.7%	5.0%
	何もしていない	5.9%	7.3%	12.7%
	その他	2.6%	4.0%	4.6%
	無回答	2.4%	3.3%	1.5%
仕事の内容	実習と同じ仕事	54.3%	43.7%	36.0%
	実習と同種の仕事	13.6%	17.2%	15.7%
	上記2つの合計(※)	67.9%	60.9%	51.7%
	実習と異なる仕事	25.4%	29.9%	30.3%
	無回答	6.8%	9.2%	18.0%

(※) 四捨五入の関係で値が完全に一致しない場合がある。

1. 調査趣旨

本調査は、技能実習生を受け入れている監理団体及び企業単独型実習実施者(以下「監理団体等」という。)について、令和元年度に帰国した技能実習生(以下「元実習生」という。)への帰国後の就職状況、就職支援・技能移転に係る支援の実態や現在、本邦に在留する技能実習生の技能等の修得等の実態を明らかにすることを目的とする。

2. 調査対象

監理団体等

3. 調査方法

- (1)調査対象者に対し、調査票とオンラインによる回答説明書を送付
- (2)調査対象者は外国人技能実習機構調査事務局に調査票を返送、またはオンラインにより回答
- (3)多肢選択方式及び自由記載

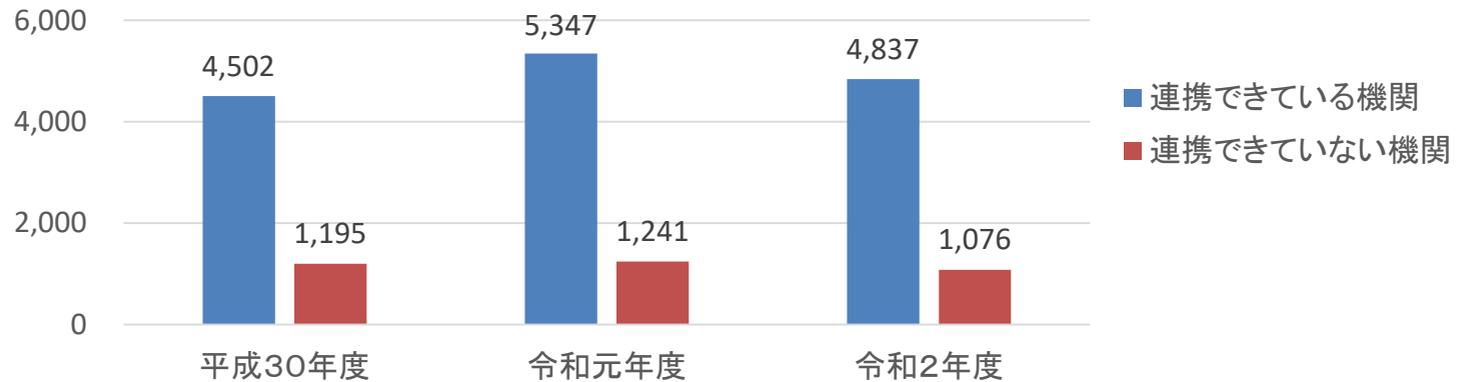
4. 有効回答数・回収率

調査対象数	有効回答数	回収率
2,708	2,555	94.4%

元実習生の帰国後の送出国との連携状況

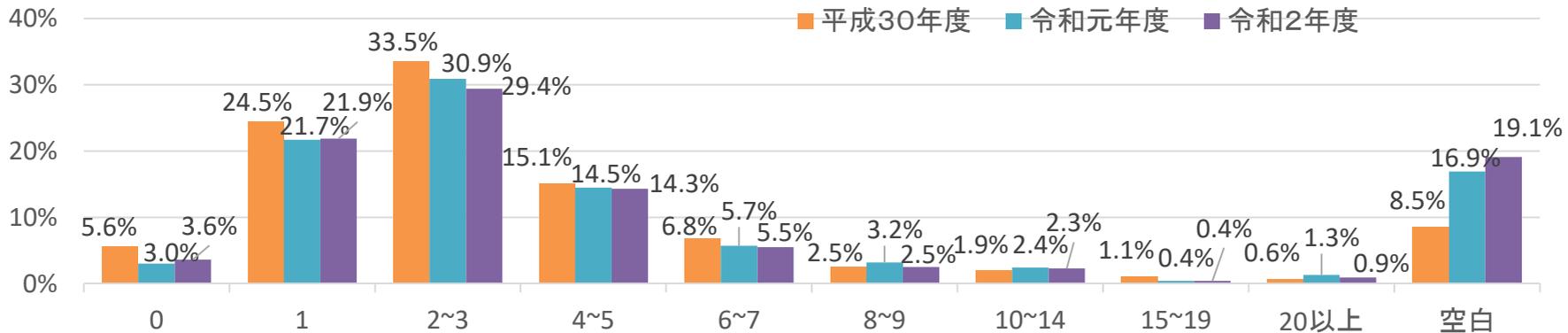
送出国との連携状況

元実習生の帰国後の状況の把握等について、監理団体が送出国と「連携できている機関数」は4,837機関で、送出国の81.8%となっている。



連携できている送出国の状況

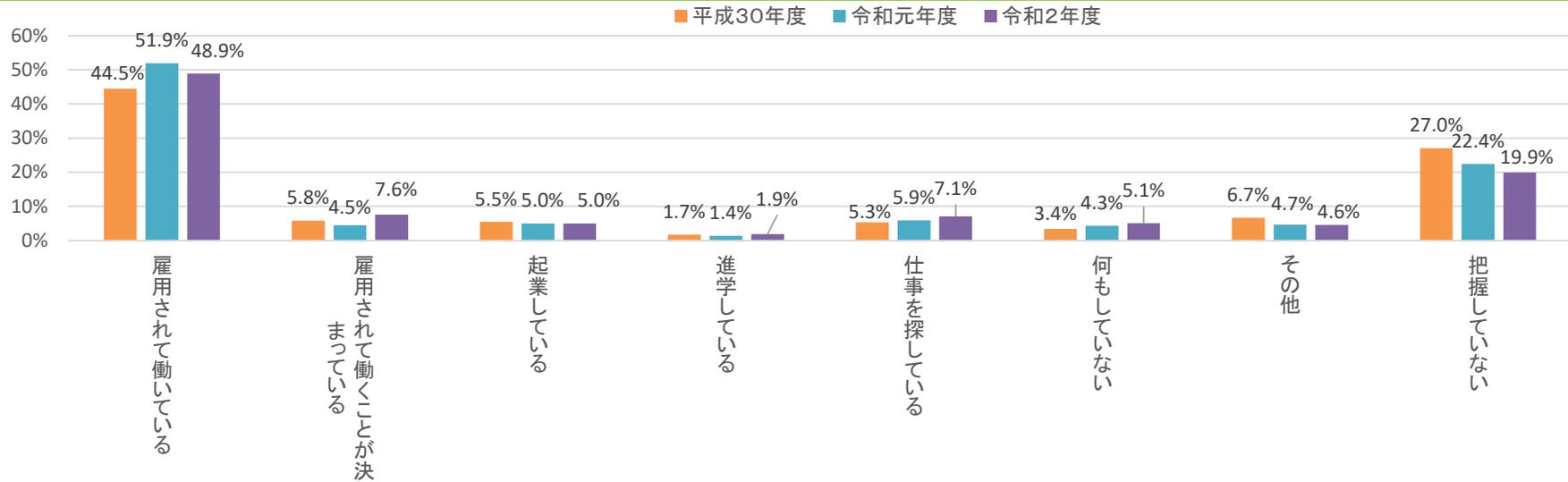
監理団体が連携できている送出国の数について、2~3の機関と回答した監理団体が最も多く、29.4%となっている。



元実習生の帰国後の就職状況

元実習生の帰国後の就職状況

元実習生の帰国後の就職状況について、「雇用されて働いている(48.9%)」、「雇用されて働くことが決まっている(7.6%)」または「起業している(5.0%)」と回答した合計が61.5%となっている。



帰国後の仕事内容

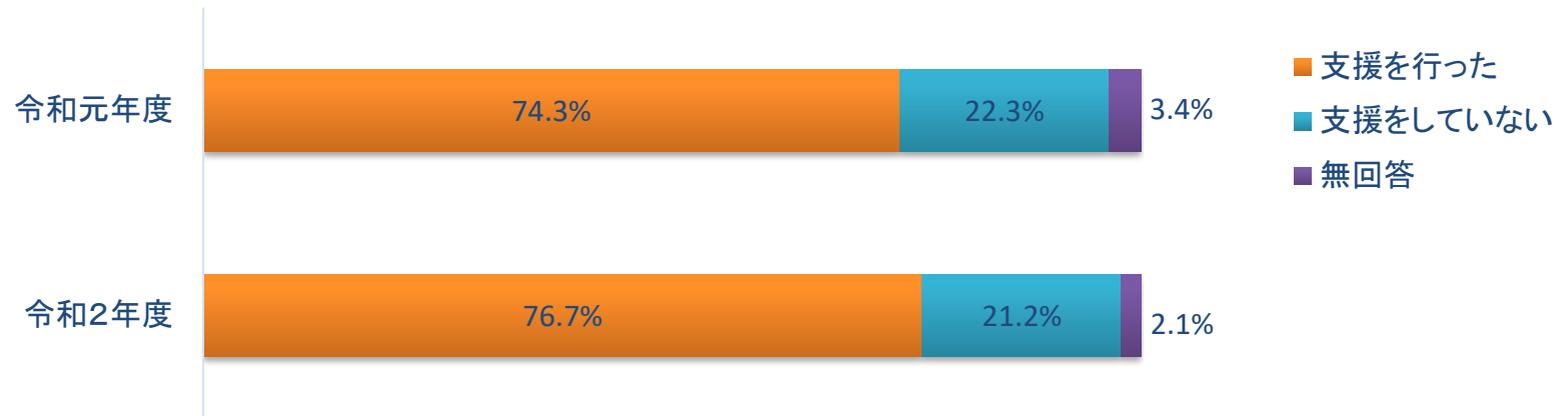
元実習生の従事する仕事の内容が、「技能実習と同じ仕事(44.3%)」または「技能実習と同種の仕事(20.6%)」と回答した合計は64.9%となっている。



元実習生への帰国後の支援状況

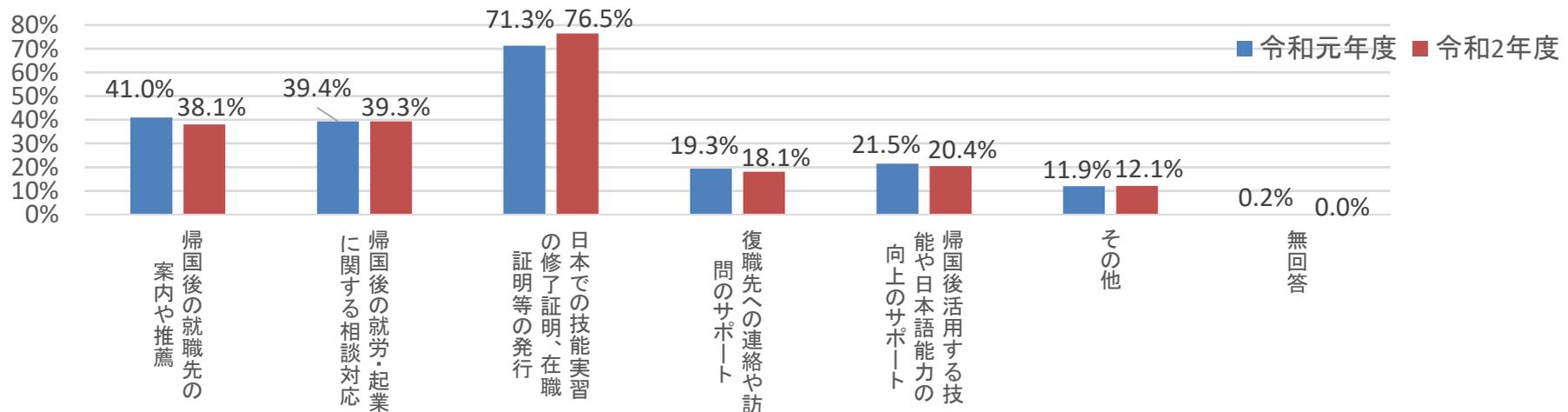
元実習生の技能移転を進めるための支援状況

元実習生の技能移転を進めるための支援(送出機関と連携して行った支援も含む)を行ったと回答した監理団体等が76.7%となっている。



具体的な支援内容

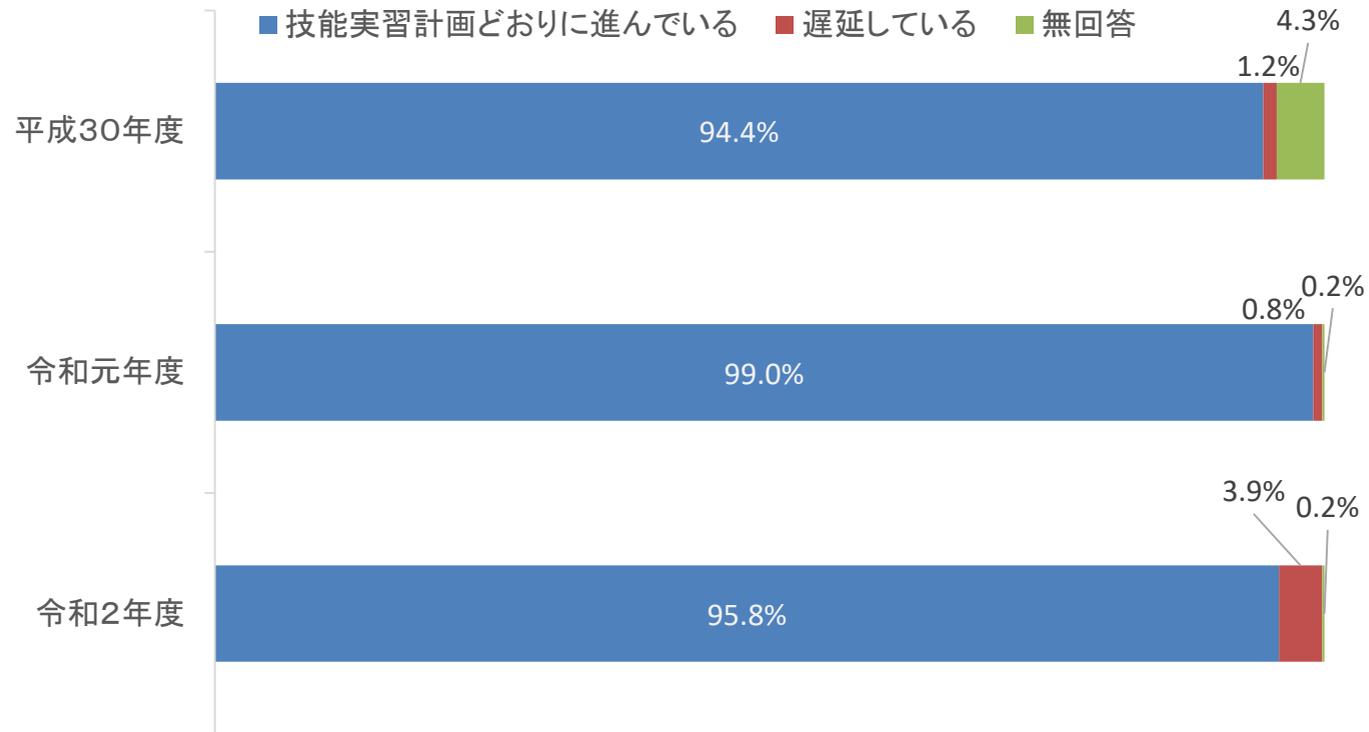
具体的な支援内容は、「日本での技能実習の修了証明、在職証明等の発行」が76.5%と最も多く、「帰国後の就労・起業に関する相談対応」が39.3%、「帰国後の就職先の案内や推薦」が38.1%と続いている。



実習期間中の技能実習の進捗状況

実習生の技能実習の進捗状況について

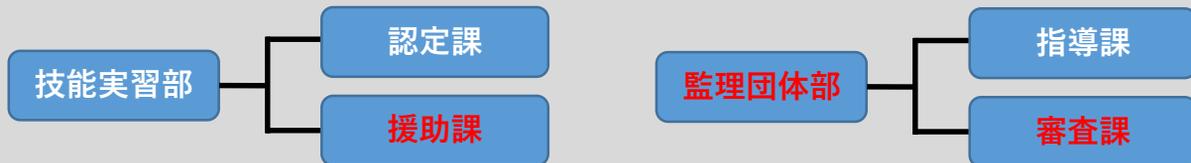
現在、本邦に在留する技能実習生について、「技能実習計画どおりに進んでいる」と回答した監理団体等は95.8%となっている。



外国人技能実習機構の本部組織が 令和4年4月1日から一部変更になります

令和4年4月1日以降のお問い合わせ先が一部変わりますので
ご注意ください。

(~令和4年3月31日まで)



(令和4年4月1日~)

技能実習部

認定課

(技能実習計画認定に関する各種申請・届出、技能検定試験等の受検手続支援、技能実習制度の職種の追加などに関すること)

審査課

(監理団体許可申請・有効期間更新申請・事業区分変更申請、変更届出、事業報告などに関すること)

- ・受検手続支援・職種の追加に関する相談：03-6712-1974
- ・監理団体の許可・更新申請などに関する相談：03-6712-1923
- ・技能実習計画認定にかかる各種申請・届出に関する相談：コールセンター又は地方事務所・支所へ

指導援助部

指導課

(監理団体及び実習実施者に対する検査などに関すること)

援助課

(母国語相談、実習先変更支援サイト、技能実習生手帳の追加配布などに関すること)

- ・実習先変更支援サイトに関する相談：03-6712-1965
- ・技能実習生からの相談：母国語相談センター又は最寄りの地方事務所・支所へ

技能実習制度の基本的なお問い合わせは、コールセンターへ（変更しません）

地方事務所（支所）においては、

○東京・名古屋・大阪・広島に援助課が新設されました。

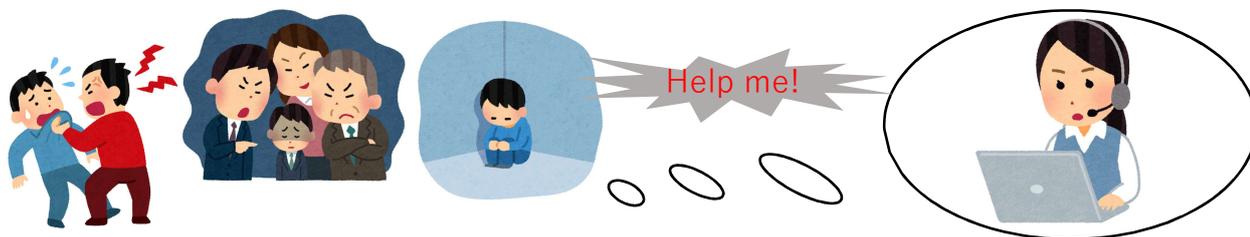
○上記以外の事務所（支所）は認定課から指導課へ援助関係業務が移管されました。

このため、お問い合わせ先が一部変わりますのでご注意ください。

地方事務所 全国13か所（本所8か所・支所5か所）

名称	お問い合わせ先（電話番号）	担当地区
札幌事務所	代表 011-596-6470	北海道
仙台事務所	代表 022-399-6326	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
東京事務所	総務課 03-6433-9211 認定課 03-6433-9975 指導課 03-6433-9971 援助課 03-5577-5143	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
水戸支所	代表 029-350-8852	茨城県
長野支所	代表 026-217-3556	新潟県、長野県
名古屋事務所	総務課 052-684-8402 認定課 // 指導課 052-684-8412 援助課 052-228-0627	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
富山支所	総務課 076-471-8564 認定課 // 指導課 076-481-7560	富山県、石川県、福井県
大阪事務所	総務課 06-6210-3351 認定課 // 指導課 06-6210-3722 援助課 06-6210-3352	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
広島事務所	総務課 082-207-3123 認定課 // 指導課 082-207-3126 援助課 082-207-3029	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
高松事務所	代表 087-802-5850	徳島県、香川県
松山支所	代表 089-909-4110	愛媛県、高知県
福岡事務所	代表 092-710-4070	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県
熊本支所	代表 096-223-5372	熊本県、宮崎県、鹿児島県

技能実習SOS・緊急相談専用窓口



技能実習生の皆さん「殴られている」「強制的に帰国させられる」「事業主からセクハラを受けている」など、悩んだり、困っていませんか？

外国人技能実習機構（OTIT）では、そのような技能実習生の皆さんを母国語でサポートします。

悩みや困りごとを迅速に解決するために、ぜひお気軽に相談してください。

実習生の皆さんは各言語の**フリーダイヤル**へコール
アナウンスのあと**1番**をプッシュ！



電話以外の相談はこちら(<https://www.otit.go.jp>)のサイトを見てください。

ベトナム語(Tiếng Việt) 0120-250-168 月～金 11:00～19:00 土 9:00～17:00	中国語(中文) 0120-250-169 月・水・金 11:00～19:00 土 9:00～17:00	インドネシア語(Bahasa Indonesia) 0120-250-192 火・木 11:00～19:00
フィリピン語(Wikang Pilipino) 0120-250-197 火・木 11:00～19:00 土 9:00～17:00	英語(English) 0120-250-147 火・木 11:00～19:00 土 9:00～17:00	タイ語(ภาษาไทย) 0120-250-198 木 11:00～19:00 日 9:00～17:00
カンボジア語(ភាសាខ្មែរ) 0120-250-366 木 11:00～19:00	ミャンマー語(မြန်မာဘာသာ) 0120-250-302 火 11:00～19:00	 メールでの 相談は、 QRコードから 24時間受付

実習場所で法令違反が生じているなど、技能実習制度や技能実習生に関する通報・情報提供は、外国人技能実習機構の公益通報窓口(https://www.otit.go.jp/koueki_tshou)からご連絡ください。

OTIT 外国人技能実習機構 (Organization for Technical Intern Training)

**「技能実習生手帳」アプリをダウンロードしましょう！
入国前の技能実習生のみなさんもダウンロードできるようになりました！**

このアプリは、技能実習生のみなさんが入国時に配付される「技能実習生手帳」をいつでも、どこでも見られるスマートフォン向けアプリです。

最新の技能実習関連法令や、日常生活に役立つ情報、災害情報、違反の通報や申告手続き、困ったときの相談窓口などを満載した必ず役立つアプリです。

今すぐここから無料ダウンロード→

■ 日本国外で購入した端末でもご利用いただけます！

日本国外からもダウンロードできます。

入国前の技能実習生のみなさんも、ぜひご利用ください。

■ 9か国語対応

ベトナム語、中国語、フィリピン語、インドネシア語、
タイ語、ミャンマー語、モンゴル語、カンボジア語、英語



「技能実習生手帳」にはお役立ち情報が満載

- ・日本の各種法令
- ・日本生活のルール（交通、乗り物、宿舎）
- ・労働関係法令
（労働契約、解雇、労働時間と休憩・休暇、賃金など）
- ・社会保険、労働保険
- ・税金（所得税・住民税）
- ・労働災害
- ・技能実習が困難になったとき
結婚・妊娠・出産をしたとき
- ・各種相談窓口
- ・申告制度
- ・外国人技能実習制度の概要

日本での生活に必須！アプリ限定の使える機能

- ・ **プッシュ通知により機構からさまざまな情報をお知らせ**
- ・ **母国語相談窓口：**
日本での生活、技能実習のことなど、困ったらご相談ください
- ・ **災害情報：**地震や風水害の情報をリアルタイムに確認
- ・ **事務所検索（大使館）：**あなたの国の大使館情報
- ・ **アプリ共有：**Facebook、Twitter、LINE、メールなどで周りの人たちとシェア



※ アプリの利用により個人の情報などは収集されません。

■ お問い合わせ先

外国人技能実習機構（OTIT）指導援助部援助課 TEL 03-6712-1965

日本語教育アプリ

「げんばのにほんご」

をご活用ください



日本語教育アプリ「げんばのにほんご」は、技能実習生が、入国前講習、入国後講習、実習期間中等のスキマ時間を利用して日本語学習ができる、スマートフォン向けのアプリです。



※活用イメージ

- 本アプリは、技能実習生の適切な技能習得に必要な日本語の学習を目的として、外国人技能実習機構が開発したものです。インストール及び利用は**無料**です。 ※インターネット接続によるデータ通信を必要とします。その際の通信料は利用者負担となります。
- **英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、タイ語、タガログ語及びミャンマー語**の8言語に対応しています。
- 令和4年3月現在、本アプリの対象職種は「**機械・金属関係職種**」、「**食品製造関係職種**」及び「**建設関係職種**」の3職種です。

▶ iPhoneをお使いの方は**こちら**



▶ Androidをお使いの方は**こちら**



アプリに関するお問い合わせ先 ▶ contact@genbanonihongo.com